



愛研技術通信

残暑お見舞い申し上げます

いつも格別のお引き立てをいただき、誠にありがとうございます。

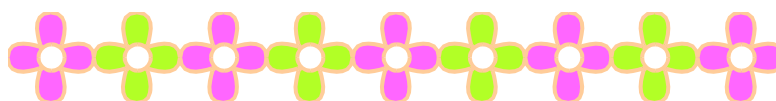
今後とも、倍旧のご愛顧を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。

立秋とはいえ 日中の暑さは真夏と変わりませんが

みなさまには、くれぐれも御自愛ください。

代表取締役社長 角 信彦

社員一同



○（お知らせ）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更について

平成28年7月26日環境省報道発表資料抜粋

平成28年5月2日に公布されたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の一部改正に伴い、これまでの環境大臣が定める計画から閣議決定計画に位置づけが改められ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更しましたのでお知らせします。

1. 概要

我が国のPCB廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物の期限内処理が義務付けられています。

高濃度のPCB廃棄物については、期限内の処理完了に向けて現在、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の全国5カ所のPCB処理事業所において、処理が進められています。

しかしながら、これまでの国、都道府県市、事業者、JESCO等の関係者における取組の進捗状況に鑑みれば、処理期限内の処理完了は決して容易ではないことから、計画的処理完了期限の1日も早い達成に向けて、その取組を強化するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の一部改正を行い、これまでの環境大臣が定める計画から閣議決定計画に位置づけが改められ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を変更しました。

2. 主な内容

(1) PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針

- 高濃度 PCB 廃棄物は JESCO で処理、低濃度 PCB は民間事業者（環境大臣の認定、都道府県市の許可）で処理することを基本とする。
- 高濃度 PCB 廃棄物は、計画的処理完了期限を達成するため、PCB 特措法に基づき処分期間（計画的処理完了期限の 1 年前）又は特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）内に処分委託を行わなければならない。

各 JESCO 事業所の計画的処理完了期限

事業名（実施場所）	トランス・コンデンサ等の対象区域及び処理期限	安定器等・汚染物の対象区域及び処理期限
北九州 （福岡県北九州 市若松区誓町 1 丁目）	沖縄県・九州・中国・四国（17 県） 東海（4 県）の車載トランスの一部 南関東（1 都 3 県）のコンデンサの一部	沖縄県・九州・中国・四国・近畿・東海（2 府 25 県）
	計画的処理完了期限 平成 31 年 3 月 31 日	計画的処理完了期限 平成 34 年 3 月 31 日
大阪 （大阪府大阪市 此花区北港白津 2 丁目）	近畿（2 府 4 県） 東海（4 県）の車載トランスの一部及び特殊コンデン サの一部 北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1 道 15 県） の特殊コンデンサの一部	近畿（2 府 4 県）の小型電気機器の一部
	計画的処理完了期限 平成 34 年 3 月 31 日	計画的処理完了期限 平成 34 年 3 月 31 日
豊田 （愛知県豊田市 細谷町 3 丁目）	東海（4 県） 近畿（2 府 4 県）のポリプロピレン等を使用したコン デンサの一部	東海（4 県）の小型電気機器の一部
	計画的処理完了期限 平成 35 年 3 月 31 日	計画的処理完了期限 平成 35 年 3 月 31 日
東京 （東京都江東区 青梅 3 丁目地 先）	南関東（1 都 3 県） 東海（4 県）の車載トランスの一部 北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1 道 15 県） の大型トランスの一部	南関東（1 都 3 県）の小型電気機器の一部 北九州事業所及び大阪事業所から発生する廃粉末活性炭
	計画的処理完了期限 平成 35 年 3 月 31 日	計画的処理完了期限 平成 35 年 3 月 31 日
北海道（室蘭） （北海道室蘭市 仲町）	北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1 道 15 県）	南関東・北海道・東北・甲信越・北関東・北陸（1 都 1 道 18 県）
	計画的処理完了期限 平成 35 年 3 月 31 日	計画的処理完了期限 平成 36 年 3 月 31 日

*環境省パンフレット ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けてより抜粋

- 低濃度 PCB 廃棄物は平成 39 年 3 月 31 日までに処分委託を行わなければならない。
- 保管事業者、所有事業者、処分業者、収集運搬業者、製造者、国、地方公共団体の役割分担を明確化。

PCB 廃棄物を保管する事業者に課せられる規制

■ 保管及び処分の状況の届出

PCB 廃棄物を保管している事業者は、毎年度、その PCB 廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出なければなりません。

■ 期間内の処分

事業者は、平成 39 年 3 月 31 日までに、PCB 廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければならない。

■ 譲渡し及び譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはいけません。

■ 承継

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継するものとされています。事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出ることになっています。

■ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

■ PCB廃棄物の適正な保管

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。同基準には飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止などが定められており、基準に適合していない場合、都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

(2) PCB 廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

- 処分量の見込みは、大型変圧器等：約3.6千台、大型コンデンサー等：約8万台、安定器：約390万個、小型変圧器・コンデンサー：約60万個、その他汚染物等：660トン。
- 最新の処理の見込み量等を毎年度公表する。

(3) PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項

【高濃度 PCB 廃棄物・高濃度 PCB 使用製品】

- 都道府県市における掘り起こし調査終了の目標期日の策定、必要な場合の立入検査等。
- PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会の活用による関係者の連携強化。
- 特別措置法と電気事業法の届出の情報共有、データの一体化。
- 都道府県市の行政代執行への支援、製造者への資金出えんその他の協力要請。

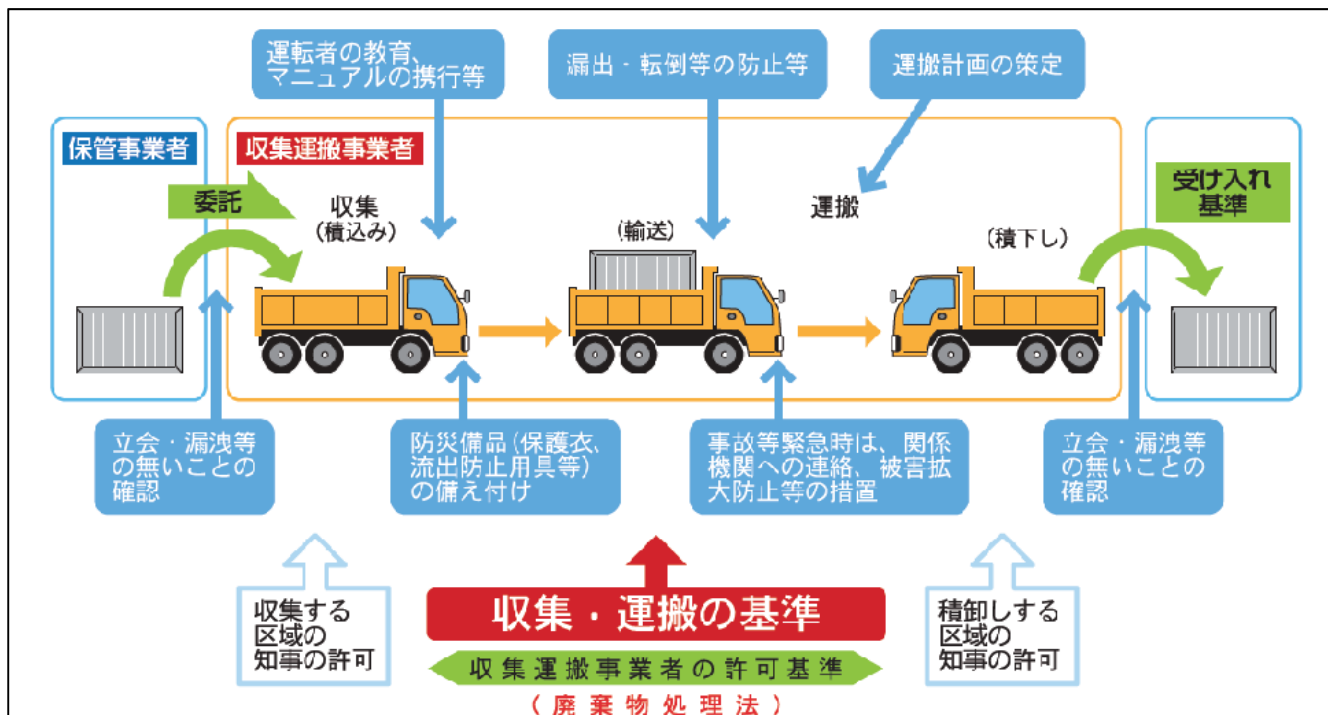
【低濃度 PCB 廃棄物・低濃度 PCB 使用製品】

- 低濃度 PCB 使用製品・廃棄物の実態把握、処理体制の充実。

(4) PCB 廃棄物の処理施設の整備その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項

- 処分業者、都道府県市、国、保管事業者及び収集運搬業者等取組内容の明確化。
- 低濃度 PCB 廃棄物の処理の推進。

PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインの概要



(5) 政府が保管事業者としてそのPCB 廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

- 各省庁は、その所掌事務に係る施設・事務所・事業所において自らが保管・所有している高濃度PCB 廃棄物等の率先処理に当たっての実行計画を策定及び計画実施状況の毎年度公表する。

(6) PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項

- 本計画の進捗状況は、少なくとも1年ごとに、必要に応じて更に短い期間で点検を実施。期限の達成が困難と認められれば、更なる追加的方策を講じることを躊躇せず、本計画の見直しを行うこと。

○平成27年度愛知県大気汚染調査結果並びに公共用水域及び地下水の水質調査結果について

(愛知県 環境かわら版 平成28年7月号 抜粋)

§1 大気汚染調査結果について

大気汚染防止法第22条に基づき、愛知県は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市とともに、微小粒子状物質(PM2.5)等の大気汚染状況の常時監視及びベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリングを行っています。平成27年度の調査結果の概要は次のとおりです。

1 大気汚染常時監視結果

微小粒子状物質等6物質のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素については26年度と同様に全局で環境基準を達成しました。また、浮遊粒子状物質は86局中85局(26年度は全局)で、微小粒子状物質(PM2.5)は55局中48局(26年度は52局中12局)で達成しました。なお、光化学オキシダントは26年度と同様に全局で達成しませんでした。

【環境基準の達成状況】

項目	二酸化硫黄		二酸化窒素		一酸化炭素	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
有効測定局数	22	3	62	23	2	7
達成測定局数	22	3	62	23	2	7
環境基準到達率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
項目	浮遊粒子状物質		光化学オキシダント		PM2.5	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
有効測定局数	63	23	62	11	40	15
達成測定局数	62	23	0	0	35	13
環境基準到達率	98%	100%	0%	0%	88%	87%

(注1)一般局は一般環境大気測定局のことで、自排局は自動車排出ガス測定局のことで。

(注2)環境基準達成率は、「(達成測定局数/有効測定局数)×100(%)」で示しています。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果

- ・ 環境基準が設定されているベンゼン等4物質は、すべて環境基準を達成しました。(平成26年度と同様)
- ・ 指針値が設定されているアクリロニトリル等9物質は、すべて指針値を満足しました。(平成26年度と同様)

§2 公共用水域及び地下水の水質調査結果について

水質汚濁防止法第15条に基づき、愛知県は、国土交通省、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市とともに、県内の河川、湖沼、海域の公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視しています。平成27年度の調査結果の概要は次のとおりです。

1 公共用水域の水質調査結果

(1) 健康項目

河川、湖沼、海域の139地点で調査した結果、138地点はすべての項目で環境基準を達成しましたが、1地点で1,2-ジクロロエタンが環境基準を達成しませんでした(26年度も同地点同項目で非達成)。

(2) 生活環境項目

河川の有機汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量(BOD)、湖沼及び海域の有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量(COD)、海域の富栄養化の代表的な指標である全窒素及び全リン、水生生物の保全に係る環境基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)の調査結果について、環境基準の達成状況を評価しました。

達成率の長期的な推移をみると、河川のBODについては改善傾向にあり、湖沼のCOD、海域のCOD、全窒素及び全リンについては、概ね横ばいです。

【環境基準(生活環境項目)の達成水域数及び達成率】

	調査項目		類型指定水域	環境基準達成水域数 ^{*3}	環境基準達成率 ^{*3}
河川	BOD		49 ^{*1}	48(49)	98%(100%)
	水性生物保全 環境基準	全亜鉛	42 ^{*1}	38(33)	90%(79%)
		ノニルフェノール		42(42)	100%(100%)
		LAS		40(41)	95%(98%)
湖沼	COD		1	0(0)	0%(0%)
	水性生物保全 環境基準	全亜鉛	1	1(1)	100%(100%)
		ノニルフェノール		1(1)	100%(100%)
		LAS		1(1)	100%(100%)
海域	COD		11 ^{*2}	7(5)	64%(45%)
	全窒素		6 ^{*2}	5(6)	83%(100%)
	全リン			4(4)	67%(67%)
	水性生物保全 環境基準	全亜鉛	4 ^{*2}	4(4)	100%(100%)
		ノニルフェノール		4(4)	100%(100%)
		LAS		4(4)	100%(100%)

*1 調査項目により数は異なりますが、対象河川は同一です。

*2 COD、全窒素及び全リンについては、三河湾を含む伊勢湾で、水生生物保全基準については、三河湾を除く伊勢湾です。

*3 () 内は26年度の値を示す。

2 地下水の水質調査結果

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため、メッシュ調査95地点、定点調査19地点の計114地点で調査した結果、メッシュ調査4地点、定点調査3地点の計7地点で環境基準を超過した項目がありました。そのうち新たに環境基準の超過が判明したメッシュ調査の4地点については、汚染井戸周辺地区調査を行うとともに井戸所有者に対する飲用指導を実施しました。

26年度は119地点で調査を実施、14地点で環境基準を超過しており、調査地点数に対する超過地点数の割合は11.8%から6.1%に推移しました。

(2) 定期モニタリング（継続監視）調査

過去の概況調査及び事業者からの報告等で地下水汚染が判明した地域の継続的な監視を行うため、167地点295本の井戸で調査を実施しました。その結果、105地点147本で環境基準を超過しました。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査及び事業者からの報告等により地下水汚染のおそれがあると判断した23地点105本の井戸で、汚染範囲等の確認調査を行った結果、7地点12本で環境基準を超過しました。

§3 内分泌かく乱化学物質等調査結果について

愛知県は、魚類に対する内分泌かく乱作用が推察される物質等について、県内河川7地点及び海域3地点において、水質調査を実施しました。平成27年度の調査結果の概要は次のとおりです。

今回の調査結果は、継続調査対象物質については、いずれも過去5年以内の調査結果と比べて、特段高い値はありませんでした。

調査結果の概要 (単位：μg/L)

調査対象物質	調査結果	過去5年以内の調査結果
ビスフェノールA	0.030	<0.01~0.02
フェニトロチオン	0.00012~0.011	0.000031~0.0072
ダイジゾン	<0.001~0.004	<0.001~0.012
ジクロロボス	<0.0003~0.0057	<0.0003~0.0069
シアジゾン	0.027~0.029	0.0005~0.11
2,4-ジニトロフェノール	<0.001~0.72	平成27年度から 調査実施
ヒドロキノン	0.0016~0.030	
エストロン	<0.00011~0.00076	
エストロン-3-硫酸	<0.00011~0.0011	
エストロン-3-グルクロニド	<0.00011	

○「亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の見直し案について」に対する意見の募集（パブリックコメント）について

平成28年8月4日環境省報道発表資料抜粋

亜鉛含有量に係る現行の暫定排水基準が平成28年12月10日をもって、カドミウム及びその化合物に係る2業種の暫定排水基準が平成28年11月30日をもって、それぞれ適用期限を迎えることから、期限後に適用される新たな基準値について、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会での検討結果を踏まえ、別添の通り見直し案を取りまとめましたので、広く国民の皆様の御意見をお聴きするため、平成28年8月4日（木）から9月2日（金）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を実施します。

暫定排水基準見直し（案）

○亜鉛含有量 適用期限 平成28年12月11日から平成33年12月10日

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量（単位1 リットルにつきミリ グラム）	金属鉱業	5
	電気めっき業	
	下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第二項において「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

○カドミウム及びその化合物

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその 化合物（単位1リッ トルにつきミリグラ ム）	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	0.09
	非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）	
	溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.1

注）金属鉱業 適用期限 平成28年12月1日から平成31年11月30日

非鉄金属第一次、2次製錬・精製業 適用期限 平成26年12月1日から平成29年11月30日

溶融めっき業 適用期限 平成28年12月1日から平成29年11月30日

編集後記

安部首相のビックリ変装で幕を閉じたりオデジャネイロオリンピック。柔道、水泳、レスリング、体操など日本人の活躍が光った大会でした。筆者が最も驚いたのが、7人制ラグビーの活躍でした。初戦でニュージーランド、準々決勝でフランスを破る大金星をあげました。昨年の15人制のワールドカップで南アフリカを破るなど予選リーグで3勝した勢いを感じました。体格で劣る日本人が倒れてもすぐ起き上がりプレーに加わるなど献身的なプレーに目を見張るものがありました。華麗なパス回しやタックルなどは、相手を研究し事前に準備したプレーだそうです。本番までの入念な準備とそれをタイミングよく行う判断力が活躍を支えたのではないのでしょうか。4年後の東京オリンピックでも期待できそうです。（A.K.）



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749